

多文化保育実践における保育者の認識についての研究 —八尾市の事例から—

Awareness among Nursery School Teachers on Multicultural Education:
A study of Cases in Yao City

韓 在 熙
Jaehee HAN

要旨

本研究は、現代的保育課題である多文化教育・保育に関するパイロット調査研究として、八尾市の事例を基に多文化保育実践における保育者の認識について考察したものである。日本における幼児の多文化教育・保育研究の考察や幼児教育・保育のナショナル・カリキュラムにおける多文化保育の視点について検討した結果では、幼児の日本語の習得や日本の生活への適応と特別配慮に焦点が置かれていることがわかった。具体的には次の点が明らかになった。第一、外国人の親子の受け入れには通訳などの言語支援が最も必要とされている点。第二、外国人保護者の相談内容においては各種書類の読み方などの言語に関する内容や病気、けが等の医療に関する内容が多い点。第三、異文化カリキュラムの取り組みとしては日本の保育や子育てへの理解を求めており、文化間の相互理解に関する内容はほとんど見られなかった点。第四、保育者は多文化保育の必要性を認識しながらもそれに相応する理解や知識が不十分である点。第五、外国人の子どもの食文化の違いによる食育における問題がある点。第六、日本人の子どもと保護者への影響については「幼児期から異文化に触れることが国際的意識の芽生えにつながる」と肯定的に認識していることがわかった。しかし、保護者同士の相互理解と共生の側面の課題も本研究の結果から得られたものである。以上の事から、保育者の多文化保育に関する認識及び知識はまだ不十分であるといえる。多文化保育における保育者の専門性を高めるために、保育者養成や現職教育において求められる多文化教育カリキュラムの構築や保育実践プログラムの開発等を今後の研究課題としてあげた。

キーワード：多文化保育、異文化理解、保育者の認識、保育者の専門性、言語と食の支援

1. はじめに

1980年代以降、中国からの帰国者や日系南米人をはじめ、労働目的や国際結婚等によって在留外国人の人口が増加している。法務省統計によると2016年6月30日現在、日本の在留外国人の人口は2,307,388人で総人口（2016年10月現在、126,933,000人）の1.8%を占めており、そのうち、満0歳から6歳の子どもの数は106,827人で0歳から18歳の児童の約41%を占めている。このような「外国につながる子ども」は、言語や生活習慣等の異なる文化環境を持つため、保育の現場において言語・食事・文化的行事等の様々な課題が生じている。このような多文化幼児教育・保育課題に対応できる保育者を育成するためには、保育者養成課程及び現職教育における多文化教育が必要とされる。

したがって、本研究は多文化教育・保育における保育者の専門性として「外国につながる子ども及びその保護者支援」や「多文化共生・異文化理解の保育内容と方法」を明らかにし、今後の保育者養成の充実に資することを目的とする。そのためのパイロット調査として、外国人居住者が多い八尾市の3園の保育者を対象にアンケートを実施し、保育者の多文化教育・保育に関する認識と実践状況を明らかにする。本調査の質問項目は、社会福祉法人「日本保育協会」が厚生労働省の補助事業として2008年に各都道府県・指定都市・中核市の保育主管課や外国人保育を実施している保育所を対象に実施した「保育の国際化に関する調査研究報告書——平成20年度——」¹⁾の質問項目を参考にして筆者が作成したものである。

具体的には、園に対しては「外国につながる子ども」の在園状況、園の対応、多文化保育を行うにあたっての支援団体との連携状況についての調査項目を設けた。保育者に対しては、外国人の親子の受け入れの状況、外国につながる保護者とのコミュニケーション、多文化保育に関する保育者の認識、多文化保育のための保育者研修の状況、異文化理解に関する保育実践状況、多文化保育を行うにあたっての課題についての質問項目を設けた。

本研究及び調査項目に使用している用語の定義を明らかにしておきたい。本稿における「外国につながる子ども」・「外国人の子ども」という言葉は、筆者の今までの研究から次のような意味で使用する。「①外国籍を有する子ども、②母語が日本語ではない両親あるいは片親をもつ子ども、③アイデンティティーとして日本以外の国あるいは民族であるという自覚を持つ親の子ども」という意味である。また、「外国人の保護者」とは、「①外国籍を有する保護者、②母語が日本語ではない保護者、③アイデンティティーとして日本以外の民族であると自覚している保護者」と定義する。

本論の構成は、第2章では学術的背景としての日本における多文化教育・保育研究、第3章では多文化教育・保育における用語使用、第4章では幼児教育・保育のナショナル・カリキュラムにおける「多文化教育・保育」の視点、第5章では本調査研究の概要と考察を記述する。

2. 日本における多文化教育・保育研究

保育における多文化保育研究を分析すると、1990年代から日本保育学会を中心に研究課題となっており、2017年現在は学会発表内容の一分野の「多文化保育・異文化理解・ジェンダーなど」として位置づけられ、多文化保育実践の報告や外国の実践事例が報告されている。また、同学会の学術論文誌である『保育学研究』では1999年（第37巻第1号）の特集論題の「幼児の多文化教育」として学術論文が掲載されている。その発表内容を見ると、外国人居住地域における実態及び実践の取り組みに関する考察や、アメリカを中心とする外国の多文化保育実践を紹介し日本への示唆点を探っているものが多くみられる。

以上で取り上げた多文化保育研究は、その実践事例や外国事例紹介による検討に留まっており、実際に保育者の専門性の育成につながる研究は少ない状況である。さらに、幼児教育・保育における多文化保育課題をより明確に検証するための全国的な実態調査研究は見当たらない。本調査の質問項目内容は社会福祉法人「日本保育協会」の「保育の国際化に関する調査研究報告書——平成20年度——」の内容を参考に作成したものである。この調査報告書は上述してい

るように保育所を対象とした調査であり、幼稚園は調査対象とされていないが、全国規模の最新の実態調査であるといえる。今後、幼稚園も含む全国規模の就学前施設の実態調査が必要である。したがって、本調査は、全国就学前施設の実態調査のパイロット調査として、外国人の人口の比率が高い八尾市の保育園・幼稚園・認定こども園の計3園を選定し、保育者を対象にアンケートを実施した。

3. 多文化教育・保育における用語使用

日本における多文化教育・保育における用語は、その学術的研究が少ないため、研究者によって多様な用語が使われているのが現状である。ここで、日本保育学会の研究テーマとして使用されている多文化保育関連のいくつかの用語を確認しておきたい。日本保育学会発表論集の1993年度から現在までに使用されている用語を見ると、「多文化共生保育」、「多文化共生・国際理解」、「多文化共生・異文化理解」などの用語が使用されている。また、外国人を保護者とする子どもに関する用語としては、「外国人の子ども」、「外国にルーツをもつ子ども」、「外国人家庭の子ども」、「外国につながる子ども」等の様々な用語が使われている。そこで、本研究は、今までの筆者の多文化保育研究において使用している「外国につながる子ども」、「外国につながる保護者」の用語を用いることとし、その定義は前述の通りとする。また、本研究における「多文化教育・保育」とは、萩原氏の「保育者が保育の過程において平等と共生さらに人間としての尊厳のもとに、人種、民族、社会、経済階層、ジェンダー、障害等の差別にかかわる社会問題に取り組み、生涯にわたる学習の初期段階として、幼児に対し、地球市民としての資質、すなわち民主的な判断力を育成する保育実践」²⁾ という意味として捉えて使用したい。

4. ナショナル・カリキュラムにおける「多文化教育・保育」の視点

子どもの権利としての保育・教育権については、「日本国憲法」(1946年11月制定)第26条、「世界人権宣言」第26条(1948.12.10採択)、「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約(A規約)」第13条(1966年12月16日採択・1979年9月21日採択)、「児童の権利に関する条約」第2条・第29条(1989年11月20日採択・日本では1994年5月発効)などがその法的根拠となる。特に、改訂の幼児教育・保育のナショナル・カリキュラムである2017(平成29)年3月31日に告示、2018(平成30)年4月1日施行の「幼稚園教育要領」・「保育所保育指針」・「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」において、多文化保育に関連する内容をまとめると以下のとおりである。

海外から帰国した幼児や生活に必要な日本語の習得に困難のある幼児の幼稚園生活への適応
海外から帰国した幼児や生活に必要な日本語の習得に困難のある幼児については、安心して自己を発揮できるよう配慮するなど個々の幼児の実態に応じ、指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行うものとする。

* 出所：「幼稚園教育要領」第1章総則 第5 特別な配慮を必要とする幼児への指導 2
・「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」第1章総則 第2教育及び保育の内容並びに子育て支援等に関する全体的な計画等 3特別な配慮を必要とする園児への指導（2）

文化や伝統に親しむ際には、正月や節句など我が国の伝統的な行事、国家、唱歌、わらべ歌や我が国の伝統的な遊びに親しんだり、異なる文化に触れる活動に親しんだりすることを通じて、社会とのつながりの意識や国際理解の意識の芽生えなどが養われるようにすること

* 出所：「幼稚園教育要領」第2章 ねらい及び内容 「環境」 3 内容の取扱い（4）
・「保育所保育指針」第2章 保育の内容 3 3歳以上児の保育に関するねらい及び内容（2）
ねらい及び内容 ウ 環境（ウ）内容の扱い④
・「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」第2章ねらい及び内容並びに配慮事項
第3 満3歳以上の園児の教育及び保育に関するねらい及び内容「環境」3内容の取扱い（4）

外国籍家庭など特別な配慮を必要とする家庭の場合には、状況等に応じて個別の支援を行うよう努めること

* 出所：「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」第4章子育て支援 第2幼保連携型認定こども園の園児の保護者に対する子育て支援の支援7

以上のように、幼児教育・保育のナショナル・カリキュラムにおける多文化教育・保育の視点は、幼児の日本語の習得や生活への適応、異文化に触れる活動を通しての国際理解の意識の芽生えの育成、外国につながる家庭状況に応じた支援に視点が置かれていることがわかる。

5. 八尾市の事例

(1) 八尾市の概要

平成28年3月現在、八尾市の人口は268,755人であり、そのうち、外国人住民数は6,767人（2.23%）である。八尾市には、外国籍を有する市民だけではなく、日本国籍を取得した人、中国帰国者、両親が国際結婚をした人、海外での長期滞在生活を経て帰国した人など、外国にルーツを持つ日本国籍を有する市民が多く、さまざまな歴史的・地域的・文化的背景を有することから、言語・文化・生活習慣なども多様化している³⁾。次の表1は八尾市の居住外国人の国籍別現況である。

表1 八尾市の居住外国人市民の国籍別数

平成28年3月現在

区分	総数	韓国・朝鮮	中国	東南アジア・南アジア					イギリス	アメリカ	ブラジル	ペルー	その他
				総数	フィリピン	タイ	インドネシア	ベトナム					
総数	6,002	2,862	1,641	1,175	171	46	26	932	14	33	24	28	225

資料：総務省統計局「国勢調査報告」<http://www.city.yao.osaka.jp/0000035871.html>（最終閲覧日2017年6月）

八尾市は、外国人の現状について「外国人市民情報提供システム調査」を実施し、多文化共生が地域に根づくための対応施策の充実を図っている。幼児教育・保育においては多様な保育サービスの充実を図る保育施策や望ましい幼児教育環境の充実を図る幼児教育施策を実施している。特に、八尾市は保育所（園）に通う外国人児童の増加に対応するため、2001年に外国語の対話カードを作成している。保育に関わる様々な人々にとってのコミュニケーション手段となり、ことばや文化の違いを互いに認めあい尊重する多文化共生の理念にもとづき、保育に関わるさまざまな場面で必要な対話内容を、日本語と外国語（中国語、ベトナム語、韓国・朝鮮語、英語、ポルトガル語）で表記したカードの「多文化共生保育のための対話支援カード」⁴⁾を作成している。市内全ての就学前施設に備置し言語支援を行っている。この外国語の対話カードの作成と実施は、地域自治体の先進的な取り組みの一つであると言えよう。

また、市の職員としてベトナム語と中国語の通訳者を嘱託採用しており、公立の就学前施設や小学校への通訳派遣や資料の翻訳作成などの言語支援を行っている。特に本研究対象園がある地域はベトナム籍の外国人が多く居住している。産経新聞は「大阪の中のアジア——ベトナム人の親たちとの橋渡し役」（2017年7月2日掲載）という題名で、八尾市の公立保育所でベトナム語の通訳をする人の記事を掲載している。さらに八尾市のベトナム人の定住背景について、「ベトナム戦争終結後、混乱を避けるように祖国を脱出し、日本に逃れてきた難民を、雇用促進住宅で受け入れてきた歴史がある」⁵⁾と説明しており、ベトナム語通訳者は保育所で「保育所から保護者へ配られる連絡用のプリントや子共の生活記録のベトナム語への翻訳・中略・ベトナムの保護者から保育所への提出書類などの日本語への翻訳」等の言語支援を行っている。

(2) 調査方法

1) 調査手続きと対象

当該3園は八尾市の中でもっともベトナム人児童が多く入所している就学前施設3園の公立幼稚園・公立保育所・民営認定こども園である。公立施設の調査は学校教育部人権教育課（2017.6.21訪問）とこども未来部こども施設課（2017.6.27訪問）を通じて依頼し、事前訪問を行い、本調査に関する説明と同意を得て実施した。また民営認定こども園への調査依頼は事前

訪問（2017.5.31訪問）を行い、調査に関する説明及び同意を得てから調査を行った。また、訪問を行う前に、八尾市や調査対象園のホームページを通しての資料収集、八尾市の関連部署及び当該園の訪問時に収集した資料を参考にアンケートの部数を選定した。

本調査対象園の選定基準は、八尾市の中で外国人の子どもが最も在園している地域の就学前施設として、現在外国人の子どもが在園している園と今まで在園していたことがある園の両方を対象範囲としている。本調査対象園の中で公立のK幼稚園は、現在の外国人在園児数は0名であるが、2017年6月21日八尾市職員インタビューにおいて、K園は今まで中国籍やベトナム籍の子どもが在園したことがあることを確認したため、本調査対象園としている。

○調査対象と質問紙の配布と回収

- ・当該3園に対する質問紙は各1部の計3部を配布し3部を回収（100%）した。
- ・当該3園の保育者対象の質問紙は計90部を配布し、計67部を回収（回収率74.4%）した。

その詳細と調査期間は以下のとおりである。

・民営Y認定こども園

調査実施期間は2017年6月10日～6月30日、40部配布、35部回収（87.5%）。

・公立H保育所

調査実施期間 2017年7月20日～8月10日、40部配布、28部回収（70%）

・公立K幼稚園

調査実施期間 2017年7月20日～8月10日、10部配布、4部回収（40%）

民営Y認定こども園と公立のH保育所とK幼稚園の調査実施期間の差が生じている理由としては、公立園の調査手続きは、市への調査協力を得るための手続き期間が必要であったためである。

2) 調査内容

本調査の内容は、社会福祉法人日本保育協会が2008年度に行った全国調査「保育の国際化に関する調査票」を参考にして、筆者が作成したものである。

- ・当該園を対象とする調査内容は、現在の在園児の現況や外国人の親子の受け入れ状況、外国人の支援団体との連携等で構成されている。
- ・当該園の保育者を対象とする調査内容は、大きく「外国人の親子の受け入れ状況について」、「外国につながる保護者とのかわりについて」、「多文化・異文化理解保育の実践について」、自由記述形式として「外国につながる子どもを保育するにあたっての問題について」の四つの項目に関連する内容で構成されている。

3) 配布・回収方法

当該3園に対して、民営Y認定こども園に対しては、返信用の封筒を同封した郵送によって配布と回収方法で行った。また公立のH保育所とK幼稚園に対しては両園に直接訪問して配布し、返信用の封筒を同封して郵便によって回収した。

4) 倫理的配慮及び結果の処理方法

本調査における倫理的配慮は本調査の依頼のための訪問時において、本調査に関する内容及び倫理的配慮について説明を行い、調査に関する承諾を得て行った。倫理的配慮及び結果の処理方法は、本研究で回答頂いた内容を研究目的以外に用いることはないこと。また、対象施設の情報を保護するため、調査対象の就学前施設の園名は研究データから取り除き、符号に置き換えて管理すること。記入者名を無記名として個人情報保護すること。アンケート結果の資料はパスワードを設定した二つの記録媒体に保管し、また、一度論文等に発表されたら、記載内容の修正をしないこと。特定されない形にした研究データは、筆者の責任下にて研究のため5年間保管し、5年経過後には全てのデータを廃棄することである。

(3) 結果

1) 3園の概要

2017年6月現在、調査対象3園の外国人の子どもの在園児状況は、表2のとおりである。3園の在園児343名のうち、67人(19.5%)が外国人の子どもである。特に、Y認定こども園の場合、外国人の子どもは21.0%を占めており、5人の中の1人が外国人の子どもである。K幼稚園は在園児数が少ないが、その理由は平成31年に幼保連携型認定こども園への移行のため、現在園児募集を行っていないからである。K園の外国人在園児は0名であったが、今まで中国籍やベトナム籍の子どものが在園したことがある園である(2017年6月21日八尾市職員インタビュー記録より)。

表2 調査対象3園の外国人子どもの年齢別在園状況

		計	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
Y 認定 こども 園	在園児	162	12	23	29	32	34	32
	外国人 児童	34 (21.0%)	1	8	9	5	7	4
H 保育 所	在園児	145	9	12	15	38	36	35
	外国人 児童	33 (22.8%)	1	4	3	10	8	7
K 幼 稚 園	在園児	36	—	—	—	0	15	36
	外国人 児童	0	—	—	—	0	0	0
計		343 67 (19.5%)	21 2 (9.5%)	35 12 (34.3%)	44 12 (27.3%)	70 15 (21.4%)	85 15 (17.6%)	103 11 (10.7%)

(%の母数は3園)

次の図1と表3の外国人在園児の国籍別現況を見ると、全体の67人のうち、ベトナム籍が53人(79.1%)で最も多く、中国籍が10人(14.9%)、その他フィリピン、ブラジル、カナダ、

ロシア籍の子どもが1人ずつの0.01%となっている。ベトナム籍の在園児が多い理由は、上記しているように、八尾市への定住政策が背景にあるものと考えられる。

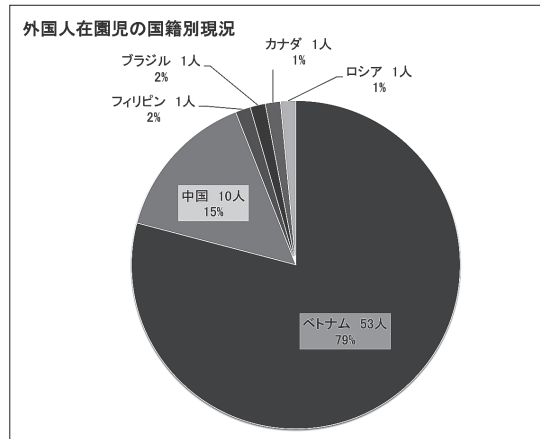


図1 外国人在園児の国籍状況

表3 外国人在園児の国籍別現況

	計	ベトナム	中国	フィリピン	ブラジル	カナダ	ロシア
民間 Y 認定 こども園	34	29	5				
公立 H 保育所	33	24	5	1	1	1	1
公立 K 幼稚園	0	0	0	0	0	0	0
計	67 (100%)	53 (79.1%)	10 (14.9%)	1 (0.01%)	1 (0.01%)	1 (0.01%)	1 (0.01%)

園と地域自治体や外国人の支援団体との連携状況については、民間 Y 認定こども園と公立 H 保育所は「連携している」が、公立 K 幼稚園は「連携していない」と答えた。その連携先については、Y 認定こども園は地方自治体とボランティアグループと年 3 回連携して活動を行っており、外国人家庭の子ども及び保護者の状況や対応課題について話し合いを行っている。公立 H 保育所は地方自治体や学校と連携しており、連携回数は年 4 回であった。

園を対象とするアンケートの自由記述項目の「外国につながる子ども及び保護者の支援や多文化保育を行うにあたって地域行政（市区町など）に対する要望」では、「日本語での理解が不十分な保護者へのコミュニケーション支援について、今以上に多言語の支援が必要である」、「外国人の親子と一緒に学習（文化、会話等）できる機会が必要である」、「多文化共生教育・保育の必要性への理解を求める」との内容が記述されており、特に地域行政からの「多言語の支援」や「日本の文化理解の機会の提供」がより必要とされていることが明らかになった。

2) 保育者を対象として調査

アンケートに回答した保育者 67 人勤務形態は、民営 Y 認定こども園（35 部回収）は主任保育士 1 人、常勤保育士 12 人、非常勤（アルバイト・パート）保育士 16 人、看護師 1 人、調理師 5 人である。公立 H 保育所（28 部回収）は所長 1 人、主任保育士 1 人、常勤保育士 15 人、嘱託保育士 3 人、非常勤（アルバイト）保育士 8 人で計 28 人であり、小規模の公立 K 幼稚園（4 部回収）は主任教員 1 人と常勤の教員 2 人、非常勤教員 1 人である。

「1. 外国人の親子の受け入れの際に園側に必要な準備について」

外国人の親子の受け入れの際に園側に必要なこと（複数回答可）については、図 2 に示したように、「3. 通訳のあっせん」が 54 人と「8. 通訳雇用などの補助金の加算」が 40 人で最も多く、次に多く示された 11 と 12 の回答もまた言語支援に関わる内容である。このように外国人の親子の受け入れの際に外国人の子どもと保護者に対応するための通訳・翻訳等の言語支援は必須的なものといえる。

「2. 外国人の保護者とのかかわりについて」

まず、外国につながる子どもの家庭の保護者は、どのような事情・背景で日本に滞在されているのかについて、その保護者と子どもの人権及び個人情報保護をもとに、「保育者が把握し

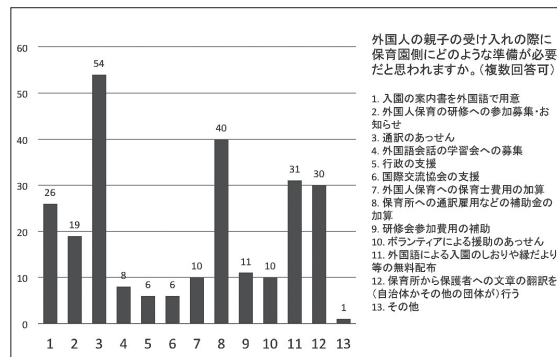


図 2 外国人の親子の受け入れの際に園側に必要な準備 (複数回答)

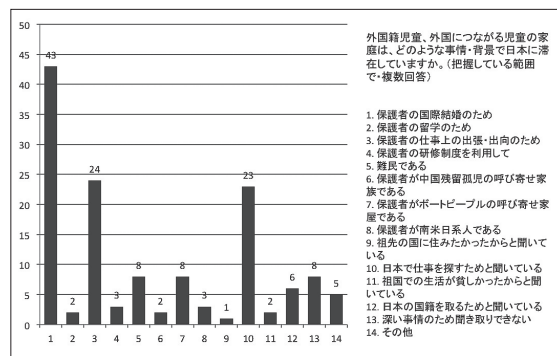


図 3 外国人の子どもの家庭の背景 (複数回答)

ている限りでの回答」を求めた。その結果、図3の外国人の子どもの家庭の背景（複数回答可）は、国際結婚が43人で最も多く、次に「仕事上の出張・出向のため」が24人、「日本で仕事を探すためと聞いている」が23人を占めている。

次に、外国人保護者とのコミュニケーションの際の通訳者による通訳援助については、民営Y認定こども園はアルバイト雇用通訳者による週2回の通訳援助があり、公立H保育所では市の嘱託の通訳者が常駐時間や必要に応じて通訳援助を行っている（本調査と市担当者への2017年6月27日インタビュー記録による）。幼稚園は必要に応じて通訳派遣の援助を受けている。また外国語の保育マニュアルや通訳カードは自治体から提供されたもの等を備えて対応していることがわかった。

外国人の保護者への相談援助について図4に示した。保護者からの「個人的相談を受けたことがある」と答えた保育者は28人、「相談を受けたことがない」と答えた保育者は12人、「分からない」と答えた保育者24人、回答なしは3人である。外国人の保護者からの相談内容（複数回答可）については、「1. 書類の読み方について」が12人、「6. 病気、けが」が11人で最も多かった。この結果については、2008年に八尾市が居住外国人市民を対象に独自に実施した同質問の調査結果⁶⁾での「保険・医療・福祉」が58.3%、次いで、「仕事」が49.5%、「教育・育

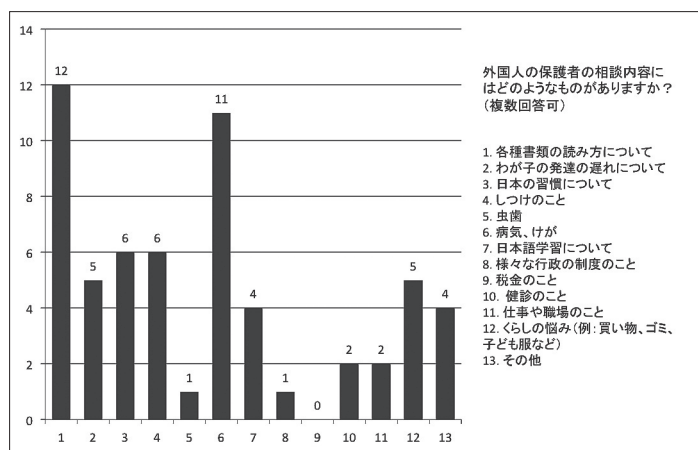


図4 外国人保護者からの相談内容

児」が45.6%となった結果と同じく、日常生活に関する基本的な情報、特に医療相談や支援が求められていることがわかる。

「3. 多文化保育実践について」

図5は多文化保育実践に関する現職教育の研修状況（複数回答可）である。

多文化保育実践に関する研修を受けていると答えた保育者は67人のうち、26人（39%）で、その研修形態は園外での研修参加が多い。また、多文化保育のマニュアルや参考書、会話集などの利用、外国人などの講師を招く等が挙げられた。研修回数は、園内・外を含め、年に1回、1～2回、2回、2～3回、3回等、回答者別に異なっていたが、全体的に現職教育の回数は少

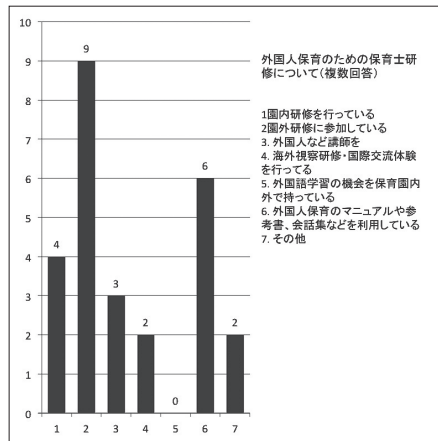


図5 多文化保育実践のための研修状況

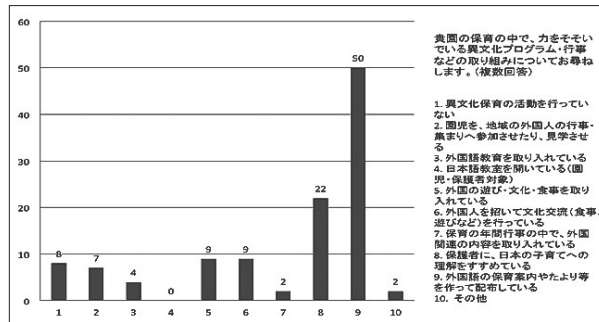


図6 をそそいでいる異文化プログラム・行事などの取り組み

ないことが分かった。

多文化保育の実践において力をそそいでいる異文化プログラム・行事などの取り組み(複数回答可)について図6に示した。最も多い取り組みは「9. 外国語の保育案内やたより等を作って配布している」が50人であり、その次に「8. 保護者に日本の子育てへの理解をすすめている」が22人であり、主に保護者への日本の保育の理解を求める取り組みが多く見られ、異文化間の相互理解や尊重につながる活動などがほとんど実践されていないことがわかる。

多文化保育実践のために参考にしてしている資料について(複数回答可)は、インターネットが32人、書籍や資料集が15人、研究資料及び論文が1人、その他の順であった。また、異文化保育実践については、2人が「7. 保育の年間行事の中で、外国関連の内容を取り入れている」と回答しており、その具体的な内容を見ると「外国語での歌の活動を行っている」と書かれていた。

特に、「1. 異文化活動を実施していない」と回答した8人のうちの4人は「活動の方法が分からないから」と答えた点に注目される。

「4. 多文化・異文化保育実践の意義について」

保育者自身の多文化・異文化保育の意義について(複数回答可)は、「1. 外国人児童が日本

社会に適応できるようにするため」が41人、「2.外国人児童と日本人児童を含む一般市民教育であるため」が32人、「3.その他」が5人であり、その意義において、子どもが日本の社会を生きていくために必要な活動内容を保育として認識していることがわかる。

「5. 保育者の多文化保育に関する知識及び認識について

保育者の多文化保育に関する知識や認識に関する調査は、表4に示した。ここで注目されるのは、「多様な文化に関する知識」や「多文化保育の内容と方法を知っている」と答えた保育者は全体的に割合が低い点である。

表4 保育者の多文化保育に関する知識及び認識

	とてもそう思う	まあそう思う	あまりそう思わない	全然そう思わない
1. ‘多文化’ という概念について理解している	7	45	8	3
2. 国内の外国人家庭の形成及び特性について理解している	0	30	29	3
3. 多様な文化に関する知識（日本の文化を含む）をもっている	1	20	39	3
4. 日本の伝統文化に関する知識をもっている	5	39	19	1
5. 多文化保育の内容と方法を知っている	0	15	40	8

*注) 回答者は67人であるが、各項目において回答なしの保育者がいるため、各項目の統計数と回答者数は一致しない。

しかし、上の結果に対して、図7の「保育現場における多文化保育・異文化理解の必要性について」の結果では、「多文化・国際化時代に対応するために必ず必要である」が最も多く、「多文化保育は必要であるが、その他のより重要な保育に比べてやや必要である」の比率も高いことがわかる。つまり、乳幼児期の保育における多文化保育の必要性を認識しながらも、その実践に必要な知識や理解が不十分であることがうかがえる。

「6. 外国につながる子どもの保育に関する学習状況について」

保育者養成校の教育課程における多文化保育科目の設定と学習の必要性については「とてもそう思う」が16人、「まあそう思う」が31人、「あまりそう思わない」14人、「全然そう思わない」が0人の順であるように、全体のうち、47人（約70%）が必要であると答えている。さらに、現職教育での多文化保育の研修の必要性については、「とてもそう思う」が18人、「まあそう思う」が37人、「あまりそう思わない」5人、「全然そう思わない」が0人の順であるように、全体のうち、55人（約82%）が「必要である」とより高い割合の結果となっていることが注目される。今後の保育者養成及び現職教育では多文化・異文化理解に関する知識やその保育内容と方法の知識と技術が必要であると考えられる。つまり、多文化保育カリキュラムの構築や活

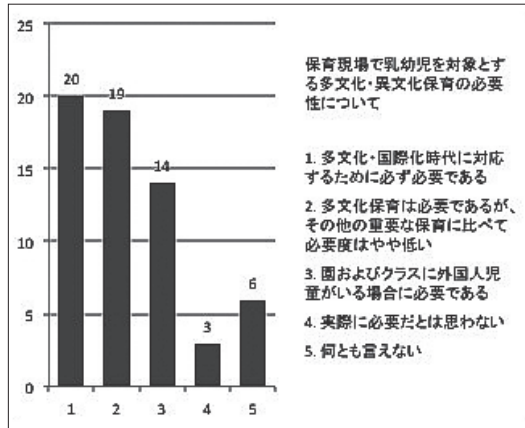


図7 乳幼児の多文化保育・異文化理解の必要性

動の事例集等により、知識や技術をもつことが保育者の専門性の向上を図れるように、体制を整えていくことが今後の課題と言える。

「7. 外国につながる子どもを保育するにあたって最も必要なことについて」

最後に、外国につながる子どもを保育するにあたって最も必要なこと（複数回答可）は、「言語支援」が48人、多文化保育プログラムの必要性が23人、その次が保育者の実践力のための大学養成課程及び研修が必要であることである。

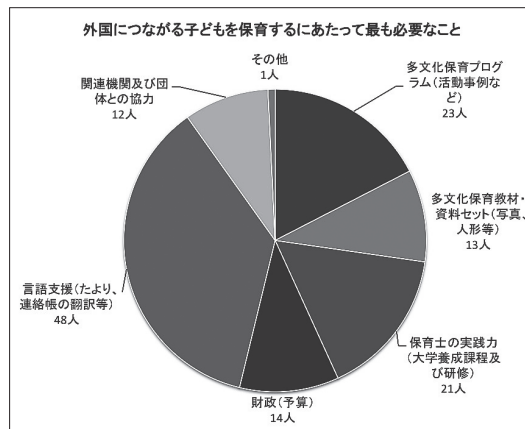


図8 外国につながる子どもを保育するにあたって最も必要なこと

5. 自由記述からの考察

◇自由記述

表5 質問項目別・園別の自由記述回答数（複数回答）「いずれかの項目に回答した人数 38名」

質問項目	計（件）	民営 Y ども園	公立 H 保育所	公立 K 幼稚園
1 保育上に困ったこと （言葉の意思疎通・生活文化・食事）	26	14	11	1
2 外国人の保護者とのかかわり	34	17	15	2
3 外国人の子どもとのかかわり	31	17	13	1
4 日本人と外国人の子どもとの仲間関係	20	6	13	1
5 日本人の子どもと保護者への影響	21	10	10	1

表5は、自由記述形式の5つの質問項目に、いずれかの一つ以上に回答をした保育者は全体67人の約57%の38人であり、各項目別の回答数を表している。その中からいくつかの記述を挙げて、以下にまとめた。

「1. 保育上に困ったこと」

保育上に困ったことについては、「言葉による意思疎通」、「生活文化」、「食文化」の3つの内容について困っていると記述されている。記述の例は以下のようなものである。

「言葉による意思疎通の困難」

- ・日本語の理解が乏しく、電話対応ができない。
- ・なかなか話が細かく伝わらない時、保護者がどう考えているのかわからない。

「生活文化の違いによる困難」

- ・文化の違いから伝えたいことがなかなか伝わらないことがある。外国籍の方からしたら、当たり前のことが日本では当たり前ではないこともある。

「食文化の違いによる困難」

- ・食文化の違いから離乳食が進めにくい。

「2. 外国人の保護者とのかかわり」

上の1の項目の回答と共通して保護者との意思疎通において、文化の違いを説明したり、医療等の用語を説明する際の難しい点が多く見られた。

- ・言葉がスムーズに伝え合いにくい分、誤解がおこってしまうこともあり難しさを感じることもある。
- ・外国人児童がけがをした時に、細かいニュアンスが伝わらず、怒らせてしまうなど対応の難しさがある。
- ・言葉が通じない。「わかった」と言っても理解できていないと感じる時が多い。
- ・医療用語が難しく、伝わらない。そのため何度も受診していただくこともある。

「3. 外国人の子どもとのかかわり」

外国人の子どもとのかかわりにおいて、もっとも多かったのは食文化の違いによる食育の課題や言葉の問題などである。

- ・食文化のちがいによる、食育の難しさがある。

- ・食事（給食）で偏食が多い、日本の味つけに慣れにくい。
- ・自国の言葉に誇りをもたれており、就学前のことばを修得するために日本語でのやりとりを促すがなかなか進まない。
- ・言葉が通じないことにより、子ども自身の不安があったり、制御できずに危険が生じる場合がある。

「4. 外国人の子どもと日本人の子どもとの仲間関係」

外国人の子どもと日本人の子どもとの仲間関係において、気になることについての回答には、子ども同士は国籍や文化の違いを特に意識していないで一緒に遊ぶという記述が多く見られるが、一方、気持ちの伝え方や感情表現が上手くできず、トラブルが生じることもある等の記述も見られている。

- ・子ども同士は特に意識していないと思う。
- ・言葉が通じなくても一緒に遊んでいる。
- ・言葉を仲介とするやりとりが難しくなってくると、気持ちが伝わりにくくなることも多い。意思疎通がはかれず誤解を招きケンカに発展しやすいこともある。
- ・言葉で伝えることが難しいことがある。又、イメージの共有が難しいことがある。

「5. 日本人の子どもと保護者への影響」

外国人の子どもが園に通うことは、日本人の子どもや保護者にどのような影響があるかという質問についての回答は以下のようである。

- ・適切な外国人児童や外国の文化・風習の理解を深めたり生涯にわたる理解しようという気持ちを育てていけると考える。
- ・異文化コミュニケーションがとれるよい機会だと思う。
- ・いろいろな人、言葉があるということは、とても良い影響であると思う。
- ・世界には、いろいろな国があるということを知り、互いに認め合うことができるよい機会だと思う。
- ・国際的文化の影響、言葉を覚える。
- ・小さい頃から、国籍などに関係なく交流することにより、国籍に対するハードルは低くなっているように思う。

多くの保育者は、外国人の子どもが園に通うことは日本人の子どもの国際的感覚や多様な文化に触れる点において良い影響を与えていると肯定的に捉えていることがわかった。一方、保護者への影響においては言葉の違いにより外国人の保護者との保護者同士のコミュニケーションにおいて難点があることがわかった。このように、今回の調査結果から、多文化共生保育において、保護者同士の相互共生というもう一つの課題を見出すことができたと思う。

6. まとめ

本調査の結果を考察し、まとめると以下の通りである。

第一に、外国人の親子の受け入れの際には通訳などの言語支援が最も必要とされている点が挙げられる。そして地域自治体から通訳派遣等の言語支援体制は、まだ不十分であること、特

に民営保育施設ではアルバイト雇用の通訳支援が行われており、通訳者の不在時の保護者対応における保育者の不安があることがうかがえた。

また、言語支援においては文化の違いを保育者がどのように伝えたら良いかの説明に困っている状況が自由記述の回答に多く見られた。また言語カードや通訳者を介したコミュニケーションにおいても、保育者が伝えようとした内容が外国人の保護者に適切に理解されているかどうかに関する不安が大きく、言葉の背景にある文化の違いによるコミュニケーションの難しさが大きいことがわかった。外国人保護者の相談内容においても各種書類の読み方に関する相談や医療・病気等の様々な側面の支援が必要であることが明らかになった。

このような保育者の外国人保護者とのコミュニケーションの課題は、先ず保育者の異文化への理解と知識が不十分であることと言える。「通訳をする際、文化と風習の違いを双方に説明している」というベトナム語通訳者のキム ユン氏のインタビュー（2017.7.19 インタビュー記録より）内容は意味深いものがある。

第二は、多文化保育・異文化理解の保育実践に関する保育者の認識調査では、その必要性があると答えた比率は高いが、異文化理解プログラムや行事への取り組み実態は不十分であり、また、取り組み内容が日本の保育や子育てへの理解を求めるものが多く、異文化間の相互理解に関する内容はほとんど見られなかった。これはナショナル・カリキュラムに示された「異なる文化に触れる活動に親しんだりすることを通じて、社会とのつながりの意識や国際理解の意識の芽生えなどが養われるようにすること」の視点に関連するものとして、今後の多文化教育・保育カリキュラムの課題である。

第三は、外国につながる子どもの保育における食の支援において、今まで宗教的配慮としての食支援と考えられてきたのに対して、本調査では、母国の食文化の違いによる日本食への適応が難しく保育の食育の推進の課題となっていることが明らかになった。これについては自由記述回答欄に多く記述されている。

第四は、多文化保育が保育者養成課程における科目として必要であるとの答えが約70%であり、現職教育として必要であるとの答えが82%と高く示された点が注目される。今後の保育者の専門性として多文化保育に関する科目設定が必要であり、保育者養成カリキュラムとしての構築は今後の課題である。

第五は、外国人の子どもと日本人の子どもの多文化共生の保育による影響については、日本人の子どもが異文化に触れる機会になる点において肯定的に捉えていることが注目される。しかし、保育者の子どもの異文化理解のための保育に関する知識が不十分であり、保育者養成課程及び現職教育において、多文化保育に関する知識及び実践技術の専門性を育成することが課題である。本調査の結果をもとに、保育者養成課程や現職教育における保育者の専門性を育成できるカリキュラム研究とプログラム開発研究を今後の研究課題としていきたい。

最後に、今後の多文化共生保育におけるもう一つの側面の課題として、保護者同士の相互理解と共生という課題を見出すことができたことも今回の調査結果から得られたものである。

謝辞

本調査研究にご協力賜りました八尾市の職員及び民営 Y 認定こども園・公立 H 保育所・公立 K 幼稚園の先生方に心より御礼申し上げます。

参考文献

- ・多文化共生キーワード事典編集委員会編（2004）『多文化共生キーワード事典』明石書店
- ・大嶋恭二・岡本富郎・倉戸直実・松本峰雄・三神敬子編（2012）『保育者のための教育と福祉の事典』建帛社
- ・文部科学省告示第 62 号「幼稚園教育要領（全文）」2017（平成 29）年 3 月 31 日／2018（平成 30）年 4 月 1 日施行、厚生労働省告示第 117 号「保育所保育指針（全文）」2017（平成 29）3 月 31 日／2018（平成 30）年 4 月 1 日施行、内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第 1 号「幼保連携型認定こども園教育・保育要領（全文）」2017（平成 29）3 月 31 日／2018（平成 30）年 4 月 1 日施行、株式会社わかば社

注)

- 1) 社会福祉法人日本保育協会（2009）「保育の国際化に関する調査研究報告書（平成 20 年）」www.nippo.or.jp/research/pdfs/2008_02/2008_02.pdf 最終閲覧日 2017 年 6 月
- 2) 萩原元昭（2008）『多文化保育論』学文社 p.7
- 3) 八尾市ホームページ「八尾市統計書」<http://www.city.yao.osaka.jp/0000035871.html> 最終閲覧日 2017 年 6 月
- 4) 言語カードの作成にあたっては特定非営利活動法人多文化共生センターに事業委託をおこない、聞き取り調査や、外国人保護者・保育士・市内の国際交流団体・有職者などからなる検討委員会の開催を通じて、①コミュニケーションの手段としての道具、②多文化共生の保育の視点、③参加型の道具という 3 点を重点コンセプトに作成している。『多文化共生保育のための対話支援カード』八尾市保健福祉部保育施設課 2001 年 3 月
- 5) 産経新聞「大阪の中のアジア——ベトナム人の親たちとの橋渡し役」2017 年 7 月 2 日掲載
- 6) 八尾市ホームページ「八尾市の外国人市民の現状」p9<http://www.city.yao.osaka.jp/0000035871.html> 最終閲覧日 2017 年 6 月

